

# 茨城県農林水産部農地局における総合評価方式の 試行に関する運用ガイドライン

令和6年6月

## はじめに

平成17年4月に公共工事の品質確保の促進を図ることを目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された。平成26年6月には品確法が改正され、インフラ整備における品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保について追加されたところである。さらに、令和元年6月の法改正により、近年頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上の具体的な取組などが発注者あるいは受注者の責務として規定されたところである。

また、品確法第9条第1項に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が令和元年10月に一部変更され、品確法第22条の規定に基づき、「発注関係事務の運用に関する指針」（以下「運用指針」という。）についても、品確法の改正に伴い令和2年1月に改正されたところである。加えて、建設業において令和6年4月1日より罰則付きの時間外労働規制が適用となることを踏まえ、適正な工期設定等の働き方改革の取組を推進する必要がある。

本書は、茨城県農林水産部農地局の発注工事について、品確法及び基本方針や運用指針に基づき、将来にわたり公共工事の品質確保を図っていくため、総合評価方式の試行に関しての運用ガイドラインを示したものである。本ガイドラインを参考に、品確法及び基本方針や運用指針の趣旨に鑑み、適切に運用できるように努められたい。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の試行結果等を踏まえ、改善を図っていく予定である。

## 目次

1. 総合評価方式の概要	
(1) 総合評価方式の意義	1
(2) 総合評価による落札者の決定方法	2
(3) 総合評価方式の種類	3
(4) 総合評価方式の審査方法	4
2. 総合評価方式の実施手順	
(1) 特別簡易型(I)(II)及び簡易型(単体・経常JV)【事前審査方式】(従来方式)	5
(2) 特別簡易型(I)(II)(単体・経常JV)【事後審査方式】	6
(3) 特別簡易型(I)(II)(特定JV)【事後審査方式】	7
(4) 簡易型(特定JV)及び標準型(特定JV)	8
(5) 標準型(単体・経常JV)	9
3. 総合評価方式の適用の目安	10
4. 評価基準の設定	
(1) 評価項目一覧	12
(2) 評価項目と配点(基本形)	13
(3) 評価項目と評価基準	16
(4) 評価の方法	21
5. 評価基準の基本例	
(1) 県内建設業者のみを入札参加者とする場合[県内型]	22
(2) 県外建設業者を含めた入札参加者とする場合[県内外型]	28
(3) 県外建設業者のみを入札参加者とする場合[県外型]	31
(4) 評価基準の運用例等	34
6. 学識経験者からの意見聴取	35
7. 技術資料の審査・評価	36
8. 評価内容の担保と技術提案等の保護	39
9. 低入札価格調査制度の適用	40
10. 情報公開	40
11. 特別仕様書の記載例	41

## 1. 総合評価方式の概要

### (1) 総合評価方式の意義

公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が増加するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請企業や労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に対する懸念が強まっている。

このような背景を踏まえて、平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された（令和元年6月14日改正）。品確法では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして総合評価方式の活用が揚げられている。

公共工事の品質確保を図るためには、発注者は入札参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるように努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則となる。

総合評価方式の活用により、公共工事の施工に必要な技術的能力を有する者が施工することとなり、工事の品質確保や向上が図られ、工事目的物の性能の向上、長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコスト縮減、交通渋滞対策・環境対策・事業効果の早期発現等が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされる。

また、民間企業が技術的競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な建設業者が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、入札談合が行われにくい環境が整備されることも期待される。

## (2) 総合評価による落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

また、評価値の算出方法は、除算方式を基本とする。

### ① 評価値の算出方法

評価値 = 技術評価点 / 入札価格 = (標準点 + 評価点) / 入札価格

### ② 技術評価点の設定

標準点を100点、評価点（基本形）を13.5点～60.5点で設定する。

	評 価 点 (基本形)	
	県内型	県内外型
特別簡易型(I)	13.5～17.5点	—
特別簡易型(II)	16.5～20.5点	13～14点
簡易型	26.5～30.5点	23～24点
標準型	36.5～60.5点	33～54点

※県内型：県内建設業者のみを入札参加者とする場合

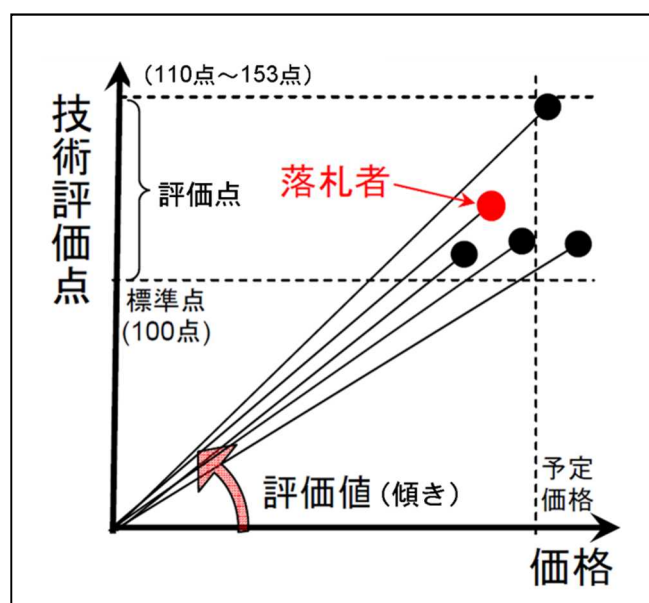
※県内外型：県外建設業者を含め入札参加者とする場合

### ③ 計算例

	入札価格	評価点	評価値
A社	99.2百万円	12.0点	$(100+12.0) \div 99.2=1.129$
B社	100.0百万円	13.0点	$(100+13.0) \div 100.0=1.130$ <b>落札</b>

※小数点第3位止めの評価値で差がつかない場合は、小数点第4位以下の評価値を算出する。

### 【評価値と技術評価点・価格の関係イメージ図】



### 【参考】 除算方式の考え方

- ① 企業の技術力、信頼性、社会性や技術提案された性能、機能、技術等の「価格以外の要素」を「評価点」として評価。
- ② 価格以外の要素に関する評価点とコストの比で優劣を評価。  

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$
- ③ 予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札をした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ここで、「価格」と「価格以外の要素」を総合評価。

### (3) 総合評価方式の種類

#### ①特別簡易型(I)

設計金額(税込み)が3千万円未満の技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績評定に基づく技術力等と価格による総合評価を行う。

#### ②特別簡易型(II)

設計金額(税込み)が3千万円以上の技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績評定に基づく技術力等と価格による総合評価を行う。

#### ③簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工の確実性を確保するために、施工上の具体的課題に対して作成された簡易な施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績評定に基づく技術力等と価格による総合評価を行う。

#### ④標準型

技術的な工夫の余地が比較的大きい工事において、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、発注者の求める工事内容を実現するため、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮等の観点から施工上の技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

#### ⑤高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、同種・類似工事の経験、工事成績評定等と併せ、構造物の品質の向上を図るため、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストの観点から、工事目的物自体についての提案を認める等の高度な技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

#### 【参考1】 特別簡易型(I)(II)及び簡易型総合評価方式について

技術的な工夫の余地が比較的小さい工事において、簡易な施工計画や企業が保有する施工技術の実績、当該工事の施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価することにより、企業が発注者の示す仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するとともに、必要に応じて、地域精通度や地域貢献度を評価し、地域社会の中で工事を円滑に実施する能力を有しているかを評価する。

比較的小さい規模の工事や難易度が低い工事においては、技術的な工夫の範囲が限定されることから、公共工事の価値の向上を図る一方で、不良工事のリスクを回避するため、発注者が示す標準的な仕様に基づく適切かつ確実な施工が重要となる。

長期的に見れば、確実な施工を行うことにより工事目的物の性能が確保されるとともに、構造物の長寿命化や維持管理費の軽減に繋がるものであり、これにより供用性・安全性の高い社会資本の確保、将来の維持管理費を含めたコスト削減、事業効果の早期発現等の利益を享受することができる。

さらに、地域の視点からは、現地条件の熟知、災害時の地域貢献等、地域に精通し貢献している企業が工事を実施することにより、工事が円滑に進み、安心感をもつことができるという利益を享受することも期待できる。

#### 【参考2】 標準型及び高度技術提案型総合評価方式について

標準型又は高度技術提案型を適用する工事においては、施工上の特定の課題等について民間事業者による技術提案を募り、工事の品質向上を期待するものである。

県民にとって最も有利な調達を行うためには、まず一義的にはより価値の高い工事を目指すことが求められる。特に、工事規模が大きく、難易度が高い工事では、発注者が示す標準的な仕様に対して技術提案を求めることにより企業の優れた技術力を活用し、公共工事の価値を高めることができる。

その結果、県民にとっては、将来の維持管理費を含めた総合的なコストの削減、工事目的物の性能・機能の向上、環境の維持や交通の確保といった社会的要請の高い事項への対応等の利益を享受することができる。

#### (4) 総合評価方式の審査方法

総合評価方式における審査方法については、以下の方式から選択する。

##### ①事前審査方式（従来方式）

入札公告時において、入札参加希望者に技術資料の提出を求め、提出された全ての入札参加希望者の技術資料について、入札を執行する前に審査・評価し、その評価結果と入札価格から評価値を算出のうえ落札者を決定する方法。

##### ②事後審査方式（自己採点方式） 特別簡易型（Ⅰ）・（Ⅱ）のみ対象

入札公告時において、入札参加希望者に技術資料及び自己採点表の提出を求め、提出された自己採点表と入札価格をもとに、全ての入札参加者について仮の評価値を算出し、仮の評価値で1位となった入札参加者（落札候補者）のみ、自己採点表と技術資料を審査・評価して落札者を決定する方法。

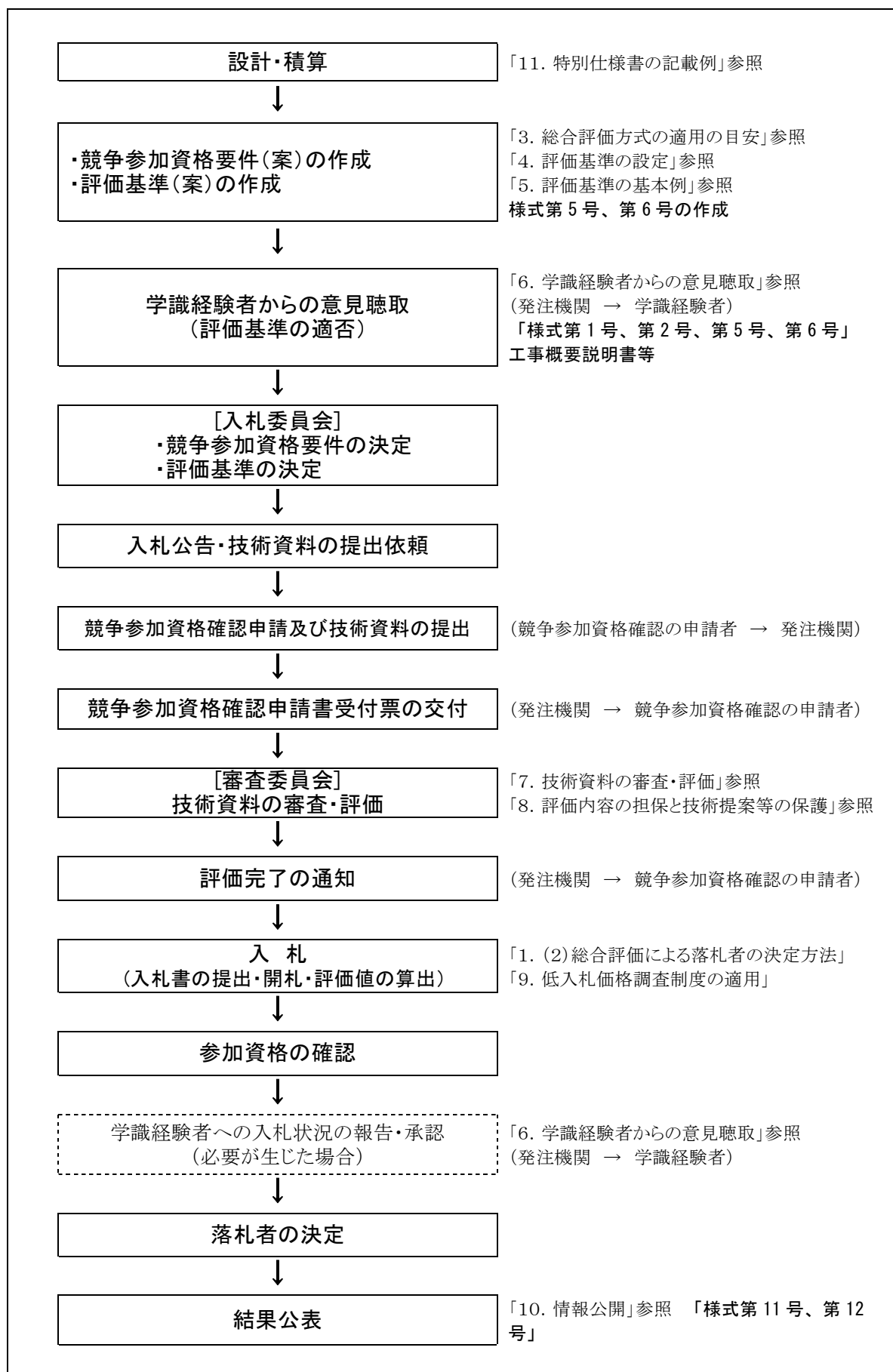
なお、審査において仮の評価値で1位となった者の自己採点表に誤りがあり、1位が入れ替わった場合は、新たに1位になった者の技術資料等を審査・評価して落札者を決定する。

##### ③事後審査方式（一括審査方式） 特別簡易型（Ⅰ）・（Ⅱ）のみ対象

同一時期に同一条件で複数発注する分割発注工事（とりおり工事）において、受発注者双方の事務の負担軽減を図るため、入札毎に求められる重複する書類の提出を省略し、審査については自己採点方式と同様に落札者を決定する方法。

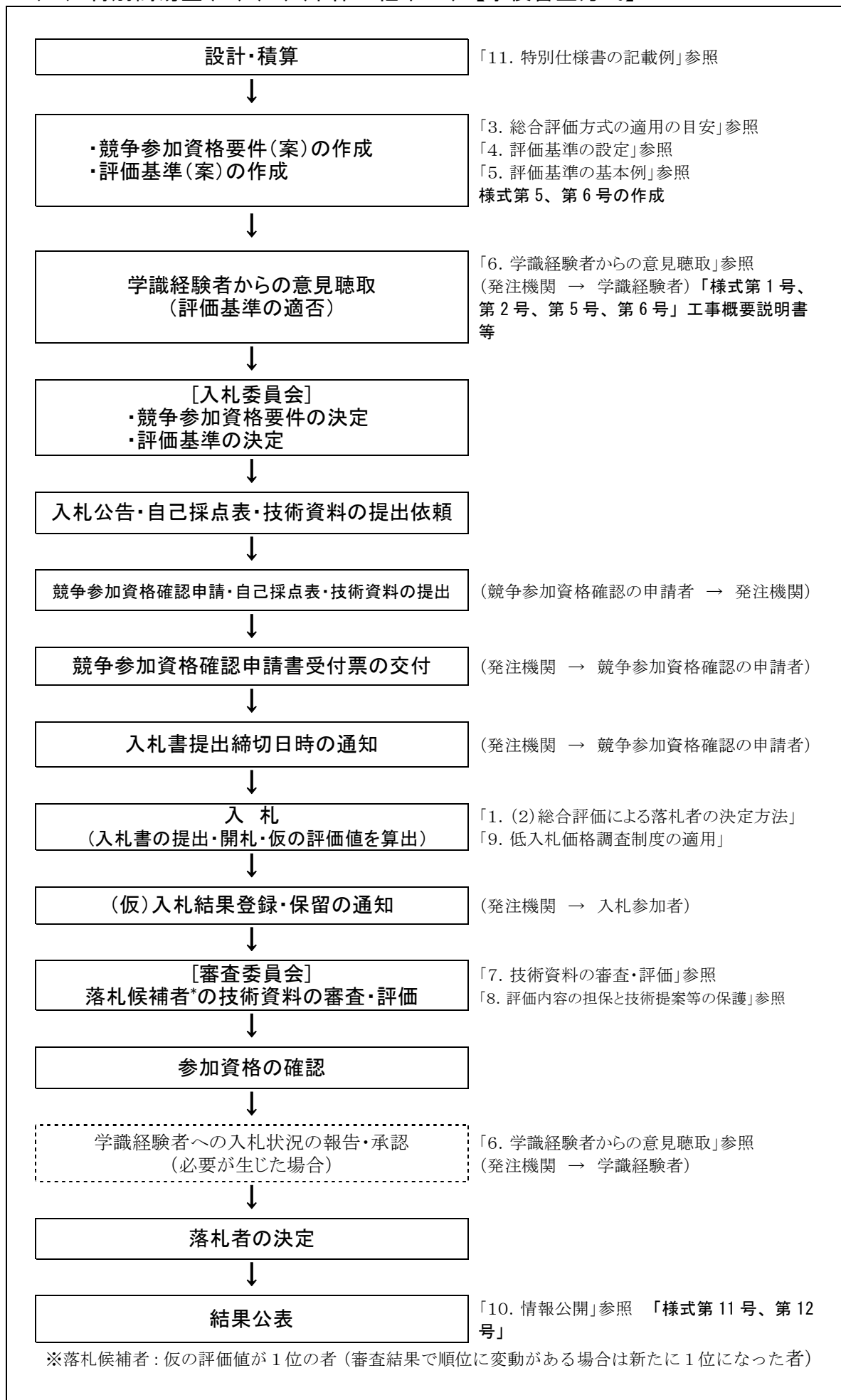
## 2. 総合評価方式の実施手順

### (1) 特別簡易型(Ⅰ)(Ⅱ)及び簡易型(単体・経常JV)【事前審査方式】(従来方式)

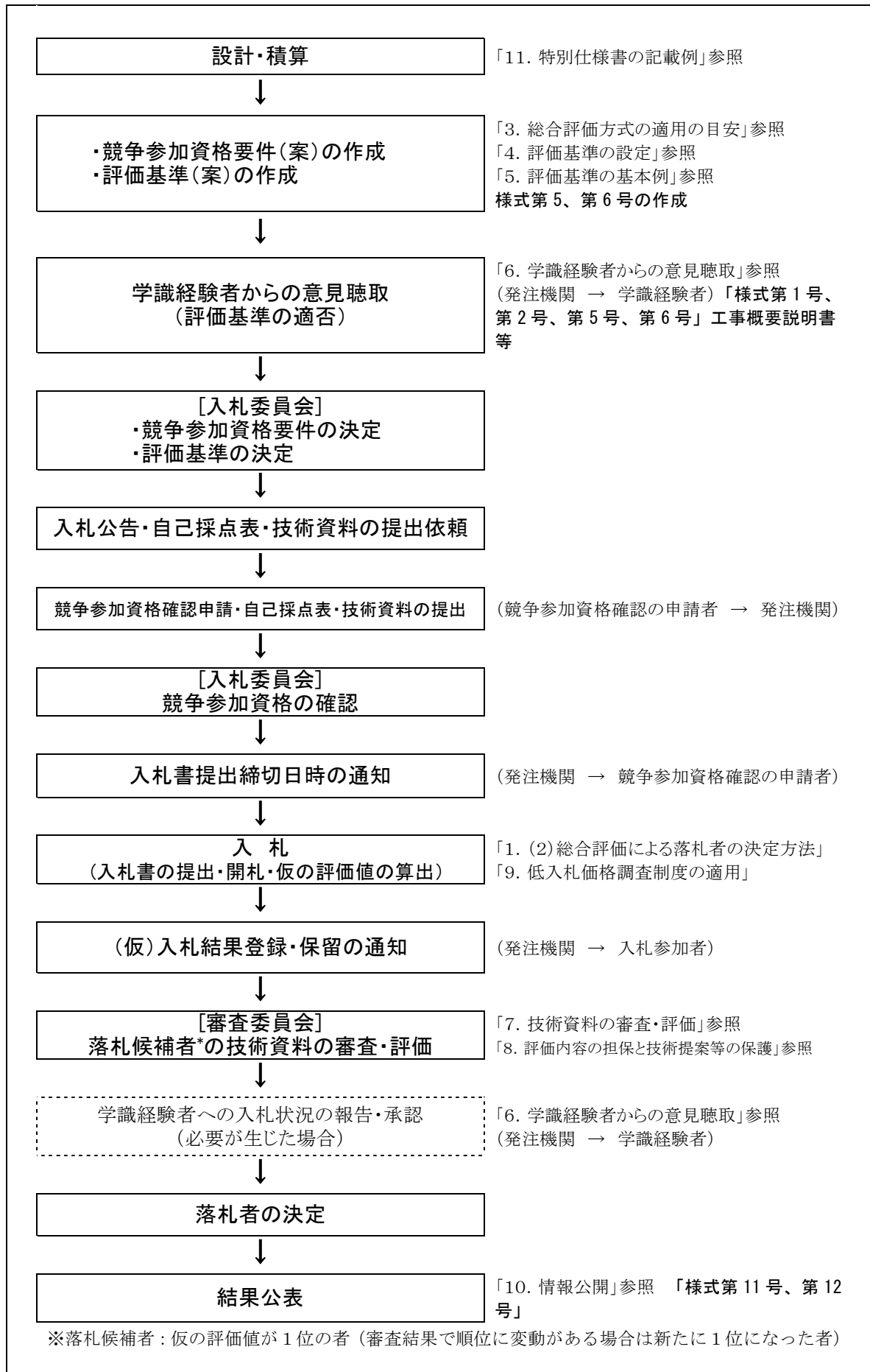




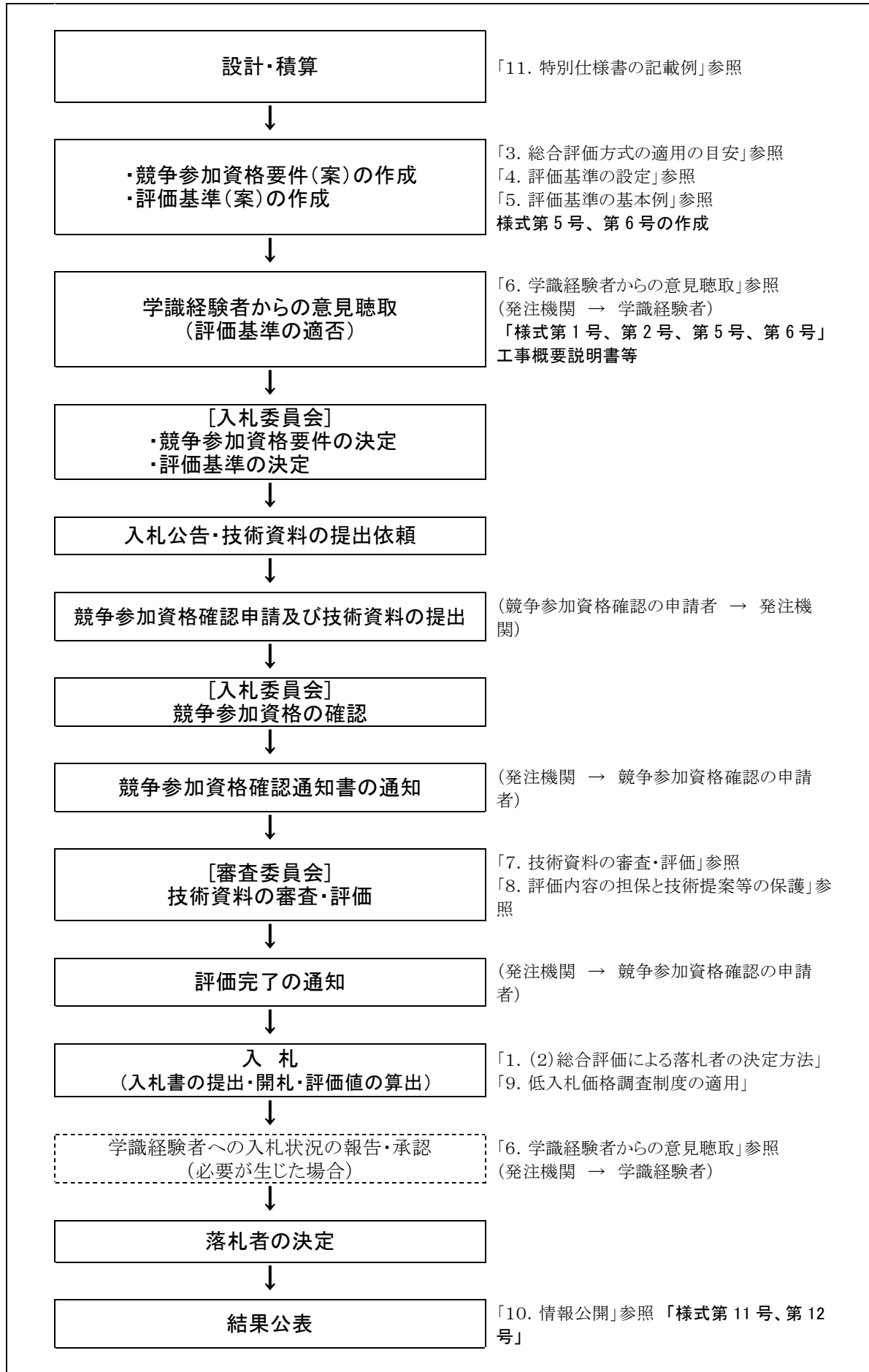
(2) 特別簡易型(I)(II)(単体・経常JV)【事後審査方式】



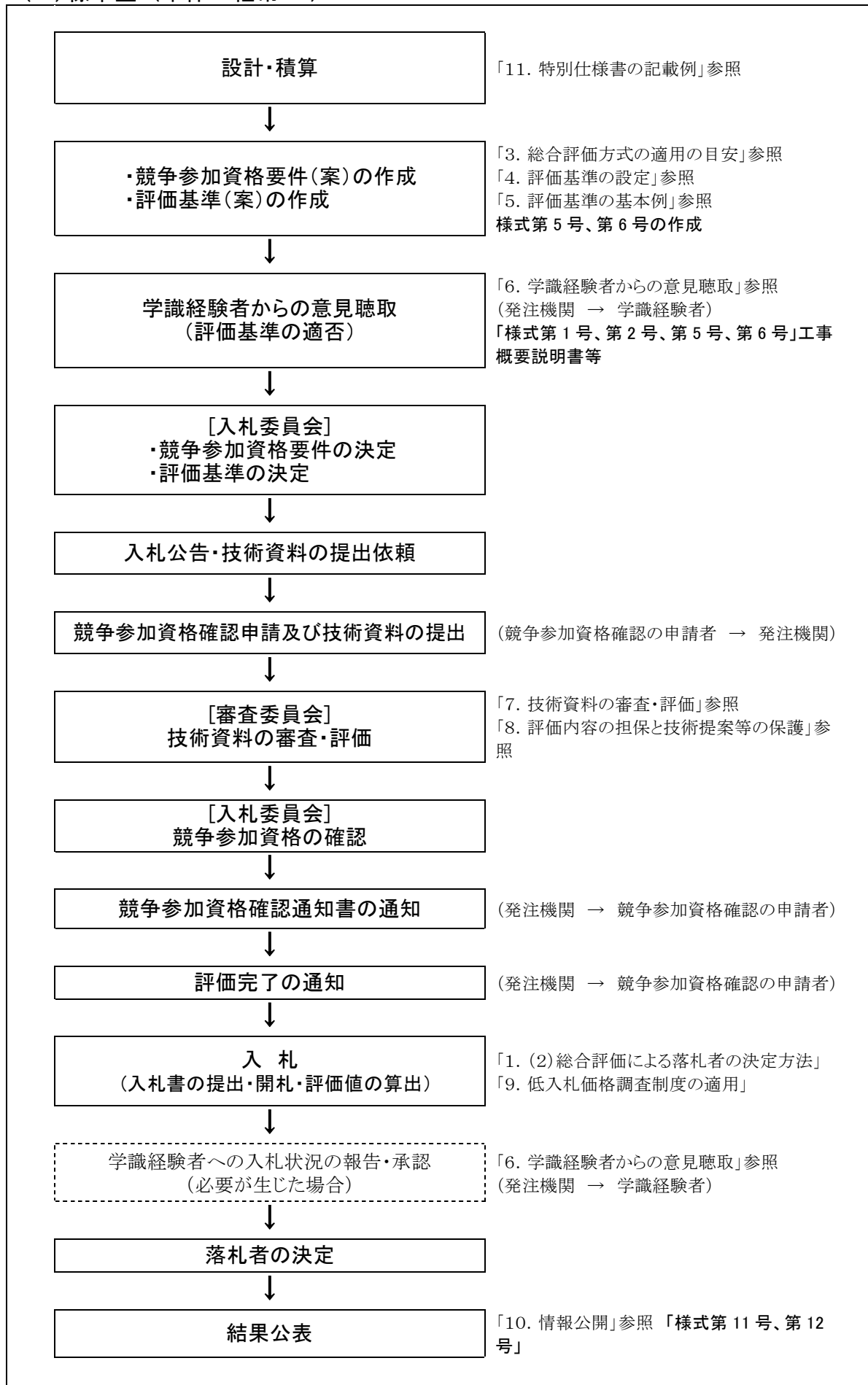
(3) 特別簡易型(I)(II)(特定JV)【事後審査方式】



(4)簡易型（特定JV）及び標準型（特定JV）



(5) 標準型 (単体・経常 JV)



### 3. 総合評価方式の適用の目安

総合評価方式の実施にあたり適用する工事の選定及び特別簡易型(I)(II)、簡易型、標準型、高度技術提案型のいずれを適用するかについては、当該工事の特性（規模、技術的難易度、施工上の課題等（社会的要請への対応、総合的なコスト削減、工事目的物の性能・機能の向上））を考慮のうえ、下記を参考に選択する。

#### ①特別簡易型(I)(II)を適用する工事

工事規模や技術的な工夫の余地が比較的小さい一般的な工事で、施工者の経験や体制等により、施工の確実性に相当程度の向上が認められる工事。

#### ②簡易型を適用する工事

工事規模や技術的な工夫の余地が比較的小さい工事で、且つ施工上の課題等があり施工者の経験や体制及び施工方法等により、施工の確実性に相当程度の向上が認められる工事。

#### ③標準型及び高度技術提案型を適用する工事

- i) 工事に関連して生じる補償費や維持更新費を含むライフサイクルコストを加えた総合的なコストに関し、入札参加者の提示する性能、機能、技術等により、工事価格に相当程度の向上が認められる工事。
- ii) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等の社会的要請への対応を必要とする工事であって、入札参加者の提示する性能、機能、技術等により、価格競争のみを行う場合と比較して、対策の達成度に相当程度の向上が認められる工事。
- iii) 入札参加者の提示する性能、機能、技術等によって、価格競争のみを行う場合と比較して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の向上が認められる工事。

【参考】標準型及び高度技術提案型を適用する工事の例

社会的要請への対応	近接施工	鉄道営業線、架空線、地下埋設物等があり、施工に配慮を要する工事 民家、病院・学校等の重要施設があり、施工に騒音、振動、粉じん等の配慮を要する工事
	現道作業	施工にあたり交通規制が伴う工事、 施工にあたり歩行者の安全対策に配慮を要する工事
	水質汚濁	水質汚濁防止の対策が必要な工事、地下水遮断の対策が必要な工事
	騒音・振動	施工にあたり騒音・振動対策が必要な工事
	大気汚染	施工にあたり大気汚染対策が必要な工事
	臭気	施工にあたり臭気対策が必要な工事
	地盤沈下	施工にあたり地盤沈下対策が必要な工事
	揮発性有機化合物	施工にあたりホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要な工事
	環境	自然保護区域内や希少動物への配慮（騒音、振動、粉じん、自然改変面積等）が必要な工事
コストの削減	ライフサイクルコスト	供用中にエネルギーを消費する施設で、消費量の削減によりライフサイクルコストが削減される施設の工事（機械設備の燃料消費量の削減） 維持管理が困難な構造物で、長寿命化によりライフサイクルコストが削減される施設の工事（橋梁、トンネル、港湾施設、建築物等）
	工事補償	工期の短縮が補償費の削減につながる工事（水利権、漁業権等の補償期間の短縮等）
工事目的物の性能・機能	性能・機能	交通量の多い道路等で、走行性・低騒音が求められる。舗装工事
		周辺の環境や街並みとの景観の調和が求められる高架橋、建築物等の工事
		材料やコンクリートの特別な品質管理・出来形管理が求められる工事
		工事目的物の構造等により、機能・性能が向上する施設の工事（利水容量等の確保等）

【設計金額(税込み)と技術的難易度による適用の目安】

設計金額	技術的難易度		
	I	II	III
5億円	簡易型 <sup>※1</sup>	標準型 <sup>※3</sup>	標準型又は高度技術提案型
3億円	特別簡易型(II) <sup>※2</sup>	簡易型 <sup>※1</sup>	標準型 <sup>※3</sup>
1.5億円	特別簡易型(II) <sup>※2</sup>		簡易型 <sup>※1</sup>
3千万円	特別簡易型(II) <sup>※2</sup>		
1千万円	特別簡易型(I)		

※1:現場条件等の制約が少ない場合は、特別簡易型(II)を適用することができる。

※2:現場条件等の制約など施工上の課題等がある場合は、簡易型を適用するものとする。

※3:技術的な工夫の余地が小さい場合は、簡易型を適用することができる。

【技術的難易度の目安(参考)】

事業分類	工事区分	技術的難易度		
		I	II	III
ほ場整備	パイプライン、暗渠排水、客土、反転均平工法	○		
	区画整理(道路・用排水施設含む)		○	
農用地造成	耕起、深耕、抜根、排根、土壌改良	○		
	改良山成畑工		○	
農道	道路本体、路面排水施設、安全施設、法面工、擁壁	○		
	橋梁(上部、下部)、トンネル	△	○	
用排水路	フリューム等既製品水路、鋼矢板、コンクリート矢板	○		
	堰、水門、頭首工、水路トンネル工事(シールド、推進)、三面水路	△	○	
河川及び排水路	堤防、護岸、床止め、床固め、浚渫	○		
	樋門・樋管、水路トンネル(推進)、伏せ越し	△	○	
管水路	既製管、既製品のボックスカルバート	○		
畑かん施設	パイプライン、ファームポンド	○		
ため池	堤体、洪水吐、樋管	△	○	
その他土木	植生工事	○		
用排水機場	上屋、下部、基礎、貯水槽、(標準小型機場・B型、上屋延べ面積30㎡以下のもの)	○		
	上屋、下部、基礎、貯水槽(上屋延べ面積30㎡を超えるもの)		○	
	ポンプ設備、ゲート設備、除塵機	△	○	
集落排水	管渠工(開削)	○		
	管渠工(推進、シールド)、立坑工、処理場、ポンプ場	△	○	

△ 電気機械設備工事 又は 工場・ヤード製作工事が主体である場合

※ 現場条件等の制約が少なく、技術的工夫の余地が小さい場合、IIをIに区分することができる。

#### 4. 評価基準の設定

総合評価方式では、価格と価格以外の要素を同じ尺度に換算して評価することとなるので、評価基準に何を設定し、どう評価するかが重要となる。

発注機関は、評価基準の設定にあたり、当該工事の種類や条件などを勘案し、工事の実施によって影響を受ける周辺住民や整備する公共施設の利用者、ひいては県民にとって価格以外の要素でメリットが得られる基準の設定に配慮するものとする。なお、評価基準の内容や数について制限は設けないが、メリットがもたらされる期間や対象範囲、影響など様々角度からの検討・考慮を行い、評価項目や配点を設定すること。

また、評価基準の設定にあたっては、必要な程度を超えて厳しい条件を設定することの無いよう個別の工事の特性に応じて技術的観点から必要な条件を具体的に設定すること。

##### (1) 評価項目一覧 (◎基本項目、○選択項目、－対象外)

評価項目		県内型				県内外型		
		特別簡易型 (I)	特別簡易型 (II)	簡易型	標準型	特別簡易型 (II)	簡易型	標準型
企業の 施工能力	工事成績評定	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	企業の施工実績	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	ICT 施工技術の活用※1	○	○	○	○	—	—	—
	週休2日制工事の施工実績	◎	◎	◎	◎	—	—	—
配置予定 技術者の 能力	配置予定技術者の施工経験※2	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	優秀主任(監理)技術者表彰又は技術者表彰の受賞	—	◎	◎	◎	—	—	—
	配置予定技術者の保有資格	◎	—	—	—	—	—	—
	配置予定技術者のヒアリング	—	—	—	—	—	○	○
	登録基幹技能者の配置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域 精通度	地域内拠点の有無※3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	県内下請負の選定計画※4	—	—	—	—	—	—	—
地域 貢献度	災害協定に基づく地域貢献の実績※5	◎	◎	◎	◎	○	○	○
	防疫業務の実績	◎	◎	◎	◎	—	—	—
	地域活動(ボランティア)の実績	◎	◎	◎	◎	—	—	—
	企業の新規雇用実績	—	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	若手又は女性技術者の配置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	災害時の基礎的事業継続力の認定	—	◎	◎	◎	—	—	—
施工計画	【工事内容等に応じて2～3項目の課題を設定】	—	—	◎	—	—	◎	—
技術提案	【工事内容に応じて求める技術提案を評価】※6	—	—	—	◎	—	—	◎
その他	各工事で設定する独自要件	○	○	○	○	○	○	○

※1 土工又は舗装工において ICT 施工技術を活用する場合に選択。

※2 特別簡易型(I)において、対象工事で登録基幹技能者を配置する工種が無い場合は選択。

※3 競争参加資格要件(地域要件)の設定によって評価項目から除外。

※4 県外建設業者のみを対象とする工事[県外型]の場合に、地域精通度の評価項目に県内下請負の選定計画の評価を基本項目として扱う。

※5 県内外型・県外型において、地域貢献の実績を重視する場合【地域貢献重視タイプ】は、災害協定に基づく地域貢献の実績を評価項目に選択。

※6 技術提案の評価にあたっては、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行う。

(2) 評価項目と配点(基本形)

①特別簡易型(Ⅰ)の配点

【基本項目】

評価項目		県内型 ※1	
		地域内 拠点なし	地域内 拠点あり
企業の施工能力	工事成績評定	3.0	3.0
	企業の施工実績	1.0	1.0
	週休2日制工事の施工実績	1.0	1.0
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の保有資格	2.0	2.0
	配置予定技術者の施工経験※2	－ (1.0)	－ (1.0)
	登録基幹技能者の配置※2	1.0 (－)	1.0 (－)
地域精通度	地域内拠点の有無	－	2.0
地域貢献度	災害協定に基づく地域貢献の実績	3.0	3.0
	防疫業務の実績	1.0	1.0
	地域活動(ボランティア)の実績	0.5	0.5
	若手又は女性技術者の配置	1.0	1.0
合計		13.5	15.5

【選択項目】(選択する場合は上表に追加)

企業の施工能力	ICT 施工技術の活用※3	2.0
合計		15.5～17.5

※1 県内型：県内建設業者のみを入札参加者とする場合

※2 登録基幹技能者の職種が当該工事の業種に合致するものがない場合は、( )の配点設定。

※3 土工又は舗装工において ICT 施工技術を活用する場合は、基本項目に「ICT 施工技術の活用」の評価項目を追加。



②特別簡易型(Ⅱ)・簡易型・標準型の配点(県内型)

【基本項目】

評価項目		県内型 ※1					
		地域内拠点なし			地域内拠点あり		
		特別簡易型(Ⅱ)	簡易型	標準型	特別簡易型(Ⅱ)	簡易型	標準型
企業の施工能力	工事成績評定	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
	企業の施工実績	1.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0
	週休2日制工事の施工実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験※2	1.0 (2.0)	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)	1.0 (2.0)	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)
	優秀主任(監理)技術者表彰又は技術者表彰の受賞	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	登録基幹技能者の配置※2	1.0 (-)	1.0 (-)	1.0 (-)	1.0 (-)	1.0 (-)	1.0 (-)
地域精通度	地域内拠点の有無	-	-	-	2.0	2.0	2.0
地域貢献度	災害協定に基づく地域貢献の実績	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	防疫業務の実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	地域活動(ボランティア)の実績	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	企業の新規雇用実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	若手又は女性技術者の配置	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	災害時の基礎的事業継続力の認定	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
施工計画	【工事内容等に応じて2～3項目の課題を設定】	-	8.0 ※3	-	-	8.0 ※3	-
技術提案	【工事内容に応じて求める技術提案を評価】※4	-	-	18～38	-	-	18～38
合計		16.5	26.5	36.5～56.5	18.5	28.5	38.5～58.5

【選択項目】(選択する場合は上表に追加)

企業の施工能力	ICT 施工技術の活用※5	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
合計		18.5	28.5	38.5～58.5	20.5	30.5	40.5～60.5

※1 県内型：県内建設業者のみを入札参加者とする場合

※2 登録基幹技能者の職種が当該工事の工種に合致するものがない場合は、( )の配点を設定。

※3 簡易型において、現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合は、施工計画の配点を13点(合計31.5～35.5点)とすることができる。

※4 技術提案の評価にあたっては、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行う。

※5 土工又は舗装工において ICT 施工技術を活用する場合は、基本項目に「ICT 施工技術の活用」の評価項目を追加。

③特別簡易型(Ⅱ)・簡易型・標準型の配点(県内外型)

評価項目		県内外型※1					
		標準タイプ			地域貢献重視タイプ※5		
		特別簡易型 (Ⅱ)	簡易型	標準型	特別簡易型 (Ⅱ)	簡易型	標準型
企業の 施工能力	工事成績評定	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
	企業の施工実績	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
配置予定 技術者の 能力	配置予定技術者の施工 経験※2	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)	2.0 (3.0)
	優秀主任(監理)技術者表 彰又は技術者表彰の受賞	—	—	—	—	—	—
	登録基幹技能者の配置 ※2	1.0 (—)	1.0 (—)	1.0 (—)	1.0 (—)	1.0 (—)	1.0 (—)
地域 精通度 ※3	地域内拠点の有無	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
地域 貢献度	災害協定に基づく地域貢 献の実績※5	—	—	—	1.0	1.0	1.0
	地域活動(ボランティア)の 実績	—	—	—	—	—	—
	企業の新規雇用実績	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	若手又は女性技術者の配 置	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
施工計画	【工事内容等に応じて 2～3 項目の課題を設定】	—	10.0 ※4	—	—	10.0 ※4	—
技術提案	【工事内容に応じて求める 技術提案を評価】※6	—	—	20～40	—	—	20～40
合計		13	23	33～53	14	24	34～54

※1 県内外型：県外建設業者を含め入札参加者とする場合

※2 登録基幹技能者の職種が当該工事の工種に合致するものがない場合は、( )の配点を設定。

※3 県外建設業者のみを対象とする工事の場合は、地域精通度の評価項目に県内下請負の選定計画の評価を基本項目として扱う。その場合の配点は、地域内拠点の有無を1.0点、県内下請負の選定計画を2.0点とする。

※4 簡易型において、現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合は、施工計画の配点を15.0点(合計28.0～29.0点)とすることができる。

※5 地域貢献重視タイプは、災害協定締結に基づく地域貢献の実績などを重視する場合に設定できる。

※6 技術提案の評価にあたっては、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行う。

### (3) 評価項目と評価基準

#### ①工事成績評定

当該発注工事と同一業種(29業種)工事の過去の工事成績評定における評定点(共同企業体の構成員の場合は出資比率が20パーセント以上)の平均値(小数点以下第2位四捨五入)により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去5か年度に竣工した茨城県農林水産部農地局発注の1千万円以上の工事と同一業種の工事とする。

また、県内型の特別簡易型(Ⅱ)、簡易型、標準型においては、工事成績評定における評定点と併せて、評価対象の工事件数を加味して評価する。

なお、評価対象となる評定点がない場合は、評価点を0点(評定点の平均値を65.0点)とみなす。

共同企業体による入札参加の場合においては、共同企業体の各構成員の評価対象となる評定点のすべてを平均した点数(小数点以下第2位四捨五入)によって評価する。なお、構成員のいずれかに評価対象となる評定点がない場合は、当該構成員の評定点を65.0点とみなし、平均値を算出する。

#### 【評価対象業種(29業種)】

土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事、解体工事

#### ②企業の施工実績

同種(類似)工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率が20パーセント以上)により評価する。

評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去10か年度において竣工した国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共工事のうち、同種(類似)工事を標準とする。

ただし、これらについては、当該工事の条件等に応じて設定することができるものとする。

#### ※【同種(類似)工事設定の考え方】

「より同種性の高い工事」、「同種性の高い工事」、「それ以外」の3段階評価とする。

##### (1) 3段階評価の例

ア「より同種性の高い工事」:本発注工事内容の設計値程度

イ「同種性の高い工事」:本発注工事内容の設計値×0.7程度以上

ウ「それ以外」:ア、イ以外

また、複数の同種工事及び類似工事の一部を含めた条件を設定し評価することも可能とする。

なお、3段階評価が難しい場合、ア「同種工事」、イ「それ以外」の2段階評価とすることも可能とする。

##### (2) 2段階評価の例

ア「同種工事」:工事特性に応じて設定(工種・数量・施工条件等)

イ「それ以外」:ア以外(類似工事等)

**【公共工事の定義】**

以下のいずれかが発注する工事とする。

ア 国、イ 地方公共団体、ウ 特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する法人、茨城県が資本金等を出資している法人(出資法人)、日本下水道事業団)

**③配置予定技術者の施工経験**

同種(類似)工事を元請けの主任技術者、監理技術者(特例監理技術者含む)、又は現場代理人として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率が 20 パーセント以上)により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去10か年度において竣工した国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共工事のうち、同種(類似)工事を標準とする。

ただし、これらについては、当該工事の条件等に応じて設定することができるものとする。

**※【同種(類似)工事設定の考え方】**

「より同種性の高い工事」、「同種性の高い工事」、「それ以外」の3段階評価とする。また、複数の同種工事及び類似工事の一部を含めた条件を設定し評価することも可能とする。

なお、3段階評価が難しい場合、ア「同種工事」、イ「それ以外」の2段階評価とすることも可能とする。

(1) 3段階評価の例(同種工事のみ)

ア 「より同種性の高い工事」:本発注工事内容の設計値程度

イ 「同種性の高い工事」:本発注工事内容の設計値×0.7 程度

ウ 「それ以外」:ア、イ以外

(2) 3段階評価の例(同種及び類似工事)

ア 「同種工事」:工事特性に応じて設定(工種・数量・施工条件等)

イ 「類似工事」:競争参加資格要件で設定する企業の施工実績

ウ 「それ以外」

(3) 2段階評価の例

ア 「同種工事」:工事特性に応じて設定(工種・数量・施工条件等)

イ 「それ以外」:ア以外(類似工事等)

**【公共工事の定義】**

※評価項目「②企業の施工実績」同様とする。

**④配置予定技術者の保有資格**

配置予定技術者の保有する資格により評価する。

評価の対象とする資格は、当該工事の条件等に応じて定める。

**⑤優秀主任(監理)技術者表彰又は技術者表彰の受賞**

配置予定技術者の優秀主任(監理)技術者表彰の受賞又は技術者表彰の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去5か年度において、優秀主任(監理)技術者にあつては茨城県建設業者表彰規程に基づく知事表彰又は茨城県企業局建設業者表彰規程に基づく企業局長表彰の受賞とする。

また、技術者表彰にあつては、各農林事務所の定めに基づく所長表彰とする。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの配置予定技術者の受賞実績でよい。

## ⑥ ICT施工技術の活用

土工又は舗装工において、ICT施工技術を活用する場合に評価する。

評価の対象は、「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事(土工・作業土工(床掘))の実施要領」又は「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事(舗装工)の実施要領」で定める「受注者希望型」と同等の発注工事において、各実施要領に基づき以下の施工プロセスでICT施工技術を活用する場合とする。

### 【施工プロセス】

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| (1) 3次元起工測量      | (2) 3次元設計データ作成     |
| (3) ICT建設機械による施工 | (4) 3次元出来形管理等の施工管理 |
| (5) 3次元データの納品    |                    |

### 【評価対象工事】

① ICT活用促進工事(土工・作業土工(床掘))のうち「受注者希望型」と同等の発注工事

※「発注者指定型」「チャレンジいばらきⅠ型」「チャレンジいばらきⅡ型」「チャレンジいばらき簡単活用法」は評価項目に設定しないこととする。

以下の工種のうち、盛土量又は掘削量が $3,000\text{m}^3$ 以上の工事

- (1) 道路土工(掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工を含む工事)
- (2) 用排水路工事(掘削工、盛土工、法面整形工を含む工事)

② ICT活用促進工事(舗装工)のうち「受注者希望型」で同等の発注する工事

※「発注者指定型」は評価項目に設定しないこととする。

以下の工種(アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工を含む工事)のうち、下層路盤工又は上層路盤工が $3,000\text{m}^2$ 以上の工事

- (1) 道路工事における舗装工

## ⑦ 週休2日制工事の施工実績

建設業界における担い手の中長期的な育成・確保のため、建設現場における休暇取得に向けた労働環境改善の取組に積極的な企業を評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2か年度のいずれかにおいて竣工した茨城県発注の「週休2日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。

## ⑧ 災害協定に基づく地域貢献の実績

茨城県又は工事場所の存する市町村又は土地改良区と結んだ災害時応急対策協定の要請に基づく災害時地域貢献の実績の有無で評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去5か年度における実績とする。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

#### ⑨防疫業務の実績

茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2か年度のいずれかの年度における防疫業務の実績とする。

また、発注者が当該業務の実績を証明書類により確認できるものに限る。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

#### ⑩地域活動（ボランティア）の実績

茨城県内における地域活動（ボランティア活動）の実績の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2か年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県又は工事場所の存する市町村・土地改良区が管理する社会資本（道路、河川、公共施設、団体施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。

また、活動の内容は過去2か年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者が発行する参加証明等）により確認できるものに限る。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

#### ⑪地域内拠点の有無

工事場所の存する地域に本店又は支店等（建設業法に基づく主たる営業所又は営業所に限る。）がある場合に評価する。

評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定める。

#### ⑫県内下請負の選定計画

県内下請負の選定計画における、県内建設業者（県内に建設業法に基づく主たる営業所を有する業者）との一次下請契約予定金額の合計により評価する。

評価基準における金額の設定は、当該工事の予定価格、工事内容等に応じて定めるものとする。

対象工事は、競争参加資格要件を満足する県内建設業者が存在しない工事（例：橋梁上部工事、大規模な電気・機械設備工事等）に限る。

#### ⑬企業の新規雇用実績

従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2か年度の開始日（4月1日）以降に正規雇用（原則として、企業で定める就業規則の所定労働時間がフルタイム勤務で、期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで3か月

以上の継続雇用している実績が有る場合とする。

また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とし、雇用後の職種や勤務地・居住地の限定はしないが、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする。

なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。

共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかの実績でよい。

#### ⑭若手又は女性技術者の配置

当該工事における若手又は女性技術者の配置の有無で評価する。

評価の対象は、若手技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者としての配置とする。

評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者の当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者としての配置とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3か月以上の雇用関係がある者とする。

また、当該工事の業種に該当する主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者（有資格者）を配置する場合に評価する。

評価の対象とする主任（監理）技術者の資格要件は、建設業法第7条第2号、同法第15条第2号に規定する資格とする。

なお、現場代理人と主任（監理）技術者を兼任する場合は評価の対象とするが、他工事と兼務する場合は評価の対象外とする。

#### ⑮登録基幹技能者の配置

当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。

評価の対象は、登録基幹技能者の配置であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。職種を複数指定した場合は、いずれかの職種の配置で良い。

#### ⑯災害時の基礎的事業継続力の認定

入札公告日現在における、国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無で評価する。共同企業体による入札参加の場合においては、代表構成員又は構成員のいずれかが認定を受けていればよい。

#### ⑰施工計画

現場条件の把握や施工上の課題対応など具体的な2～3項目の課題を定め、A4判2枚以内の対応策の提出を入札参加者から求め評価する。

なお、提出にあたり必要最小限の図面等の資料の添付を可能とする。

#### ⑱技術提案

施工上の課題に関する技術提案を入札参加者から求め評価する。技術提案の内容は施工方法等に関するもので、県にとって最も有利となる調達が可能な提案を期待でき、且つ民間の技術開発等を積極的に活用することが適切と認められるものの中から工事の特性に応じて定める。

#### (4) 評価の方法

評価の方法については、評価項目の特性を踏まえて、数値方式による定量的な評価、又は判定方式による定性的な評価を行う。

なお、評価項目ごとに必要に応じて最低限の要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合のみ評価点を付与し、満たしていない場合には欠格として、競争参加資格がないと認めることができる。

また、特に重要視する評価項目については、評価の方法に1位満点方式を採用すること等により重要性を反映させることができるものとする。

##### ①数値方式

評価項目の性能等の数値により評価点を付与する方式。

##### ②判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、2段階、3段階等の階層とその判断基準を設け、入札参加者ごとの評価項目値が該当する階層を判定し、それに応じた評価点を付与する方式。

この場合、例えば3階層（優／良／可）での判定では、標準的には優に該当する者に満点、良に該当する者にその50%の点、可に該当するの者に最低点を、それぞれ付与するものとする。

##### ③1位満点方式

評価項目の性能等の最高数値の者に満点を与え、その他の者には按分して算出した評価点を付与する方式。



## 5. 評価基準の基本例（令和6年度版）

評価基準の基本となる例を以下に示す。実際の評価基準等は、工事内容や入札参加資格要件等を勘案し、必要に応じて以下の基本例を修正のうえ設定すること。

### （1）県内建設業者のみを入札参加者とする場合〔県内型〕

#### ①特別簡易型（Ⅰ）「地域内拠点あり・ICT施工技術の活用あり」の例 (1/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>ア 工事成績評定</b> 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定における評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率が20パーセント以上）の平均値（小数点以下第2位四捨五入）により評価する。 評価の対象は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した茨城県農林水産部農地局発注の1千万円以上の〇〇工事の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。  <b>【評価の対象とする業種は当該工事に応じて定めること】</b>	3.0点	80点以上	3.0点
		78点以上80点未満	2.5点
		76点以上78点未満	2.0点
		74点以上76点未満	1.5点
		72点以上74点未満	1.0点
		72点未満・対象なし	0点
<b>イ 企業の施工実績</b> 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率が20パーセント以上）により評価する。評価の対象とする工事は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 <b>【評価対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	1.0点	〇〇以上の〇〇工事の実績あり	1.0点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績あり	0.5点
		上記以外	0点
<b>ウ 配置予定技術者の保有資格</b> 配置予定技術者の保有資格により評価する。 <b>【評価の対象とする資格は、当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	2.0点	〇〇を有する。	2.0点
		上記以外	0点
<b>エ ICT施工技術の活用</b> 当該工事において、ICT施工技術を活用する場合に評価する。 評価対象工事：土工（3000m <sup>3</sup> 以上の掘削又は盛土）、舗装工（3000m <sup>2</sup> 以上の下層路盤工又は上層路盤工） 「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事（土工・作業土工（床掘）の実施要領）又は「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事（舗装工）の実施要領」で定める「受注者希望型」と同等の発注工事で、以下の施工プロセスでICT施工技術を活用する場合とする。 <b>【施工プロセス】</b> (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	2.0点	全ての施工プロセスで活用する（ICTの全面的活用）	2.0点
		一部の施工プロセスで活用する（ICTの部分的活用）	1.0点
		ICTの活用無し	0点
<b>オ 週休2日制工事の施工実績</b> 茨城県で発注した週休2日制促進工事における施工実績の有無により評価する。 評価の対象は令和4年度又は令和5年度に竣工した「週休2日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。	1.0点	履行実績取組証有り	1.0点
		履行実績取組証無し	0点

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>カ 災害協定に基づく地域貢献の実績</b> 茨城県又は工事場所の存する市町村又は土地改良区と締結している災害時応急対策協定の要請に基づく災害時地域貢献の実績の有無で評価する。  評価の対象は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの活動実績とする。 ※夜間：17時～8時の時間帯 休日：土日、祝日、12/29～1/3	3.0点	工事場所の存する市町村内における夜間・休日実績有り	3.0点
		工事場所の存する市町村内における実績有り	2.0点
		工事場所の存する市町村外の県内の実績有り	1.0点
		実績無し	0点
<b>キ 防疫業務の実績</b> 茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。 評価の対象は、令和4年度又は令和5年度において発注者が当該業務の実績を証明書類により確認できるものに限る。	1.0点	実績有り	1.0点
		実績無し	0点
<b>ク 地域活動（ボランティア）の実績</b> 茨城県内におけるボランティア活動の実績の有無により評価する。 評価の対象は、令和4年度及び令和5年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県又は工事場所の存する市町村・土地改良区が管理する社会資本（道路、河川、公共施設、団体施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は令和4年度及び令和5年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の実績を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
<b>ケ 地域内拠点の有無</b> 工事場所の存する地域に、本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある場合に評価する。 <b>【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	2.0点	〇〇市に本店を有する。	2.0点
		上記以外	0点
<b>コ 若手又は女性技術者の配置</b> 若手又は女性技術者を当該工事に現場代理人又は主任（監理）技術者としての配置の有無により評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3か月以上の雇用関係がある者とする。 なお、他工事と兼務する場合は評価しない。	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人として配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人として配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0.0点
<b>サ 登録基幹技能者の配置</b> 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇基幹技能者）であり、元請業者又は下請業者が雇用するものとする。 <b>【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	1.0点	登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇基幹技能者）の配置有り	1.0点
		登録基幹技能者の配置無し	0点
合計	17.5点		

②特別簡易型(Ⅱ)[県内型]「地域内拠点あり・ICT施工技術の活用あり」の例

(1/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>ア 工事成績評定</b> 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定における評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率が20パーセント以上）の平均値(小数点以下第2位四捨五入)又は評定点の平均値と工事件数により評価する。 評価の対象は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した茨城県農林水産部農地局発注の1千万円以上の〇〇工事の評定点とする。なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。 <b>【評価の対象とする業種は当該工事に応じて定めること】</b>	4.0点	「81点以上かつ工事件数5件以上」	4.0点
		「81点以上」又は「80点以上81点未満かつ工事件数5件以上」	3.5点
		「80点以上81点未満」又は「78点以上80点未満かつ工事件数5件以上」	3.0点
		「78点以上80点未満」又は「76点以上78点未満かつ工事件数5件以上」	2.5点
		「76点以上78点未満」又は「74点以上76点未満かつ工事件数5件以上」	2.0点
		「74点以上76点未満」又は「72点以上74点未満かつ工事件数5件以上」	1.5点
		「72点以上74点未満」又は「70点以上72点未満かつ工事件数5件以上」	1.0点
		「72点未満」・対象無し	0点
<b>イ 企業の施工実績</b> 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率が20パーセント以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 <b>【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	1.0点	〇〇以上の〇〇工事の実績あり	1.0点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績あり	0.5点
		上記以外	0点
<b>ウ 配置予定技術者の施工経験</b> 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率が20パーセント以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 <b>【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	1.0点	〇〇以上の〇〇工事の経験あり	1.0点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の経験あり	0.5点
		上記以外	0点
<b>エ 優秀主任（監理）技術者表彰又は技術者表彰の受賞</b> 配置予定技術者の優秀主任（監理）技術者表彰（茨城県知事表彰又は企業局長表彰）の受賞、又は技術者表彰（農林事務所長又は土地改良事務所長の表彰）の受賞の有無を評価する。 評価の対象は、平成31年度から令和5年度における受賞とする。	1.0点	知事表彰又は企業局長表彰の受賞有り	1.0点
		所長の技術者表彰の受賞有り	0.5点
		受賞無し	0点
<b>オ ICT施工技術の活用</b> 当該工事において、ICT施工技術を活用する場合に評価する。 評価対象工事：土工（3000m <sup>3</sup> 以上の掘削又は盛土）、舗装工（3000m <sup>2</sup> 以上の下層路盤工又は上層路盤工） 「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事（土工・作業土工（床掘））の実施要領」又は「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事（舗装工）の実施要領」で定める「受注者希望型」と同等の発注工事とし、以下の施工プロセスでICT施工技術を活用する場合とする。 <b>【施工プロセス】</b> (1) 3次元起工測量 (2) 3次元設計データ作成 (3) ICT建設機械による施工 (4) 3次元出来形管理等の施工管理 (5) 3次元データの納品	2.0点	全ての施工プロセスで活用する（ICTの全面的活用）	2.0点
		一部の施工プロセスで活用する（ICTの部分的活用）	1.0点
		ICTの活用なし	0点
<b>カ 週休2日制工事の施工実績</b> 茨城県で発注した週休2日制促進工事における施工実績の有無により評価する。 評価の対象は令和4年度又は令和5年度に竣工した「週休2日制促進工事」における履行実績取組証がある場合とする。	1.0点	履行実績取組証有り	1.0点
		履行実績取組証無し	0点

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>キ 災害協定に基づく地域貢献の実績</b> 茨城県又は工事場所の存する市町村又は土地改良区と結んだ災害時応急対策協定の要請に基づく災害時地域貢献の実績の有無により評価する。 評価の対象は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの活動実績とする。 ※夜間：17時～8時の時間帯 休日：土日、祝日、12/29～1/3	3.0点	工事場所の存する市町村内における夜間・休日実績有り	3.0点
		工事場所の存する市町村内における実績有り	2.0点
		工事場所の存する市町村外の県内の実績有り	1.0点
		実績無し	0点
<b>ク 防疫業務の実績</b> 茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。 評価の対象は、令和4年度又は令和5年度において発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。	1.0点	実績有り	1.0点
		実績無し	0点
<b>ケ 地域活動（ボランティア）の実績</b> 茨城県内におけるボランティア活動の実績の有無により評価する。評価の対象は、令和4年度及び令和5年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県又は工事場所の存する市町村・土地改良区が管理する社会資本（道路、河川、公共施設、団体施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は令和4年度及び令和5年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	0.5点	実績有り	0.5点
		実績無し	0点
<b>コ 地域内拠点の有無</b> 工事場所の存する地域に、本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある場合に評価する。【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	2.0点	〇〇事務所管内（又は〇〇市）に本店を有する	2.0点
		上記以外	0点
<b>サ 企業の新規雇用実績</b> 従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和4年4月1日以降に正規雇用（期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで3か月以上継続雇用している実績が有る場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0点	雇用実績有り	1.0点
		雇用実績無し	0点
<b>シ 若手又は女性技術者の配置</b> 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者としての配置の有無により評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3か月以上の雇用関係がある者とする。 なお、他工事との兼務は評価しない。	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人として配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人として配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0点
<b>ス 登録基幹技能者の配置</b> 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇基幹技能者）であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0点	登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇基幹技能者）の配置有り	1.0点
		登録基幹技能者の配置無し	0点
<b>セ 災害時の基礎的事業継続力の認定</b> 入札公告日現在における、国土交通省関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力（BCP）の認定の有無により評価する。	1.0点	認定有り	1.0点
		認定無し	0点
合計	20.5点		

### ③簡易型〔県内型〕の基本例

- ・②特別簡易型(Ⅱ)〔県内型〕の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。
- ・なお、『企業の施工実績』『配置予定技術者の経験』の配点は2.0点とする。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	4.0点	※特別簡易型(Ⅱ)〔県内型で地域内拠点の有無、ICT施工技術の活用あり〕に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
エ 優秀主任(監理)技術者表彰又は技術者表彰の受賞	1.0点		
オ ICT施工技術の活用	2.0点		
カ 週休2日制工事の施工実績	1.0点		
キ 災害協定に基づく地域貢献の実績	3.0点		
ク 防疫業務の実績	1.0点		
ケ 地域活動(ボランティア)の実績	0.5点		
コ 地域内拠点の有無	2.0点		
サ 企業の新規雇用実績	1.0点		
シ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
ス 登録基幹技能者の配置	1.0点		
セ 災害時の基礎的事業継続力の認定	1.0点		
ソ 施工計画の評価 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 課題1 ○○に関する留意点と対策について (1)△△・・・・△△ (2)△△・・・・△△ (3)△△・・・・△△ 課題2 ○○に関する留意点と対策について (1)△△・・・・△△ (2)△△・・・・△△ (3)△△・・・・△△ 課題3 ○○に関する留意点と対策について (1)△△・・・・△△ (2)△△・・・・△△ (3)△△・・・・△△ 【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】	8.0点	【1位満点方式】 評価点=8.0点(満点)×(当該入札参加者の採点点数)÷(入札参加者の内の最高の採点点数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)	満点 8.0点
合計	30.5点	不可と評価された場合は入札参加を認めない。	欠格

※現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合は、施工計画の配点を13点(合計35.5点)とすることができる。

④標準型〔県内型〕の基本例

- ・②特別簡易型(Ⅱ)〔県内型〕の基本例に、『技術提案』を付加する。
- ・なお、『企業の施工実績』『配置予定技術者の経験』の配点は2.0点とすること。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	4.0点	※特別簡易型(Ⅱ)・簡易型に同じ ※『企業の施工実績』『配置予定技術者の経験』の配点は2.0点とすること。	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
エ 優秀主任(監理)技術者表彰又は技術者表彰の受賞	1.0点		
オ ICT施工技術の活用	2.0点		
カ 週休2日制工事の施工実績	1.0点		
キ 災害協定に基づく地域貢献の実績	3.0点		
ク 防疫業務の実績	1.0点		
ケ 地域活動(ボランティア)の実績	0.5点		
コ 地域内拠点の有無	2.0点		
サ 企業の新規雇用実績	1.0点		
シ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
ス 登録基幹技能者の配置	1.0点		
セ 災害時の基礎的事業継続力の認定	1.0点		
ソ 技術提案  【評価の対象とする課題等は当該工事の条件等に応じて定める】 【ヒアリングを実施する場合】 ・配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。 ・配置予定技術者の当該工事に対する専門技術力、理解度、取組姿勢等を総合的に評価する。	18.0点 ～ 38.0点	【1位満点方式】 評価点=(満点)×(当該入札参加者の採点点数)÷(入札参加者の内の最高の採点点数)(小数点以下第2位四捨五入1位止め)  不可と評価された場合は入札参加を認めない。	満点 18.0点 ～ 38.0点  欠格
合計	40.5点 ～ 60.5点		

(2) 県外建設業者を含めた入札参加者とする場合 [県内外型]

①特別簡易型(Ⅱ) [県内外型] の基本例

(1/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>ア 工事成績評定</b> 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定における評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率が 20 パーセント以上）の平均値（小数点以下第 2 位四捨五入）により評価する。 評価の対象は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに竣工した茨城県農林水産部農地局発注の 1 千万円以上の〇〇工事の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を 65.0 点とみなす。 <b>【評価の対象とする業種は当該工事に応じて定めること】</b>	3.0 点	8 0 点以上	3.0 点
		7 8 点以上 8 0 点未満	2.5 点
		7 6 点以上 7 8 点未満	2.0 点
		7 4 点以上 7 6 点未満	1.5 点
		7 2 点以上 7 4 点未満	1.0 点
		7 2 点未満・対象なし	0 点
<b>イ 企業の施工実績</b> 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率が 20 パーセント以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 <b>【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	2.0 点	〇〇以上の〇〇工事の実績あり	2.0 点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績あり	1.0 点
		上記以外	0 点
<b>ウ 配置予定技術者の施工経験</b> 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者）、又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率が 20 パーセント以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 <b>【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	2.0 点	〇〇以上の〇〇工事の経験あり	2.0 点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の経験あり	1.0 点
		上記以外	0 点
<b>エ 地域内拠点の有無</b> 工事場所の存する地域に、本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある場合に評価する。 <b>【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	3.0 点	茨城県内（又は〇〇事務所管内）に本店を有する	3.0 点
		上記以外	0 点
<b>オ 企業の新規雇用実績</b> 従業員を新たに雇用した実績の有無により評価する。 評価の対象は、令和 4 年 4 月 1 日以降に正規雇用（期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで 3 か月以上継続雇用している実績が有る場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で 3 5 歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0 点	雇用実績有り	1.0 点
		雇用実績無し	0 点

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>カ 若手又は女性技術者の配置</b> 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者としての配置の有無により評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3か月以上の雇用関係がある者とする。 なお、他工事と兼務する場合は評価しない。	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人として配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人として配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0点
<b>キ 登録基幹技能者の配置</b> 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇基幹技能者）であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。 <b>【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	1.0点	登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇基幹技能者）の配置有り	1.0点
		登録基幹技能者の配置無し	0点
合計	13.0点		

## ②簡易型〔県内外型〕の基本例

- ・①特別簡易型(Ⅱ)〔県内外型〕の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>ア 工事成績評定</b>	3.0点	※特別簡易型(Ⅱ)に同じ	【同左】
<b>イ 企業の施工実績</b>	2.0点		
<b>ウ 配置予定技術者の施工経験</b>	2.0点		
<b>エ 地域内拠点の有無</b>	3.0点		
<b>オ 企業の新規雇用実績</b>	1.0点		
<b>カ 若手又は女性技術者の配置</b>	1.0点		
<b>キ 登録基幹技能者の配置</b>	1.0点		
<b>ク 施工計画の評価</b> 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 課題1 ○〇に関する留意点と対策について (1)△△・・・・△△ (2)△△・・・・△△ (3)△△・・・・△△ 課題2 ○〇に関する留意点と対策について (1)△△・・・・△△ (2)△△・・・・△△ (3)△△・・・・△△ 課題3 ○〇に関する留意点と対策について (1)△△・・・・△△ (2)△△・・・・△△ (3)△△・・・・△△ <b>【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	10.0点	【1位満点方式】 評価点＝10.0点(満点)×(当該入札参加者の採点点数)÷(入札参加者の内の最高の採点点数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)	満点 10.0点
		不可と評価された場合は入札参加を認めない。	欠格
合計	23.0点		

※簡易型において、現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合は、施工計画の配点を15点（合計28点）とすることができる。



### ③標準型〔県内外型〕の基本例

- ・①特別簡易型(Ⅱ)〔県内外型〕の基本例に、『技術提案』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※特別簡易型(Ⅱ)に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
エ 地域内拠点の有無	3.0点		
オ 企業の新規雇用実績	1.0点		
カ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
キ 登録基幹技能者の配置	1.0点		
ク 技術提案  【評価の対象とする課題等は当該工事の条件等に応じて定めること】 【ヒアリングを実施する場合】 ・配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。 ・配置予定技術者の当該工事に対する専門技術力、理解度、取組姿勢等を総合的に評価する。	20.0点 ～ 40.0点	【1位満点方式】 評価点＝(満点)×(当該入札参加者の採点点数)÷(入札参加者の内の最高の採点点数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)  不可と評価された場合は入札参加を認めない。	満点 20.0点 ～ 40.0点  欠格
合計	33.0点 ～ 53.0点		

(3) 県外建設業者のみを入札参加者とする場合 [県外型]

①特別簡易型(Ⅱ) [県外型] の基本例

(1/2)

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>ア 工事成績評定</b> 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定における評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率が20パーセント以上）の平均値（小数点以下第2位四捨五入）により評価する。 評価の対象は、平成31年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した茨城県農林水産部農地局発注の1千万円以上の〇〇工事の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を65.0点とみなす。 <b>【評価の対象とする業種は当該工事に応じて定めること】</b>	3.0点	80点以上	3.0点
		78点以上80点未満	2.5点
		76点以上78点未満	2.0点
		74点以上76点未満	1.5点
		72点以上74点未満	1.0点
		72点未満・対象なし	0点
<b>イ 企業の施工実績</b> 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率が20パーセント以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。 <b>【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定める】</b>	2.0点	〇〇以上の〇〇工事の実績あり	2.0点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の実績あり	1.0点
		上記以外	0点
<b>ウ 配置予定技術者の施工経験</b> 同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者）、又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率が20パーセント以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人発注の公共工事とする。 <b>【評価の対象とする工種、期間等は当該工事の条件等に応じて定める】</b>	2.0点	〇〇以上の〇〇工事の経験あり	2.0点
		〇〇以上〇〇未満の〇〇工事の経験あり	1.0点
		上記以外	0点
<b>エ 地域内拠点の有無</b> 茨城県内に支店等（建設業法に基づく営業所）がある場合に評価する。 <b>【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	1.0点	茨城県内に支店等を有する	1.0点
		上記以外	0点
<b>オ 県内下請負の選定計画</b> 県内下請負の選定計画における県内建設業者（県内に建設業法に基づく主たる営業所を有する業者）との一次下請契約予定金額の合計により評価する。 <b>【評価基準における金額の設定は当該工事の予定価格、工事内容等に応じて定めること】</b>	2.0点	県内建設業者との契約予定金額の合計が〇〇万円以上	2.0点
		県内建設業者との契約予定金額の合計が△△万円以上〇〇万円未満	1.0点
		上記以外	0点
<b>カ 企業の新規雇用実績</b> 従業員を新たに雇用した実績の有無により評価する。 評価の対象は、令和4年4月1日以降に正規雇用（期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで3か月以上継続雇用している実績が有る場合とする。 また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で35歳未満の者とする。 なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。	1.0点	雇用実績有り	1.0点
		雇用実績無し	0点

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>キ 若手又は女性技術者の配置</b> 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者としての配置の有無により評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3か月以上の雇用関係がある者とする。 なお、他工事と兼務する場合は評価しない。	1.0点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人として配置有り	1.0点
		若手又は女性技術者を現場代理人として配置有り	0.5点
		若手又は女性技術者の配置無し	0点
<b>ク 登録基幹技能者の配置</b> 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇基幹技能者）であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。 <b>【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】</b>	1.0点	登録〇〇基幹技能者（又は登録〇〇基幹技能者）の配置有り	1.0点
		登録基幹技能者の配置無し	0点
合計	13.0点		

## ②簡易型〔県外型〕の基本例

- ・①特別簡易型(Ⅱ)〔県外型〕の基本例に、『施工計画の評価』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>ア 工事成績評定</b>	3.0点	※特別簡易型(Ⅱ)に同じ	【同左】
<b>イ 企業の施工実績</b>	2.0点		
<b>ウ 配置予定技術者の施工経験</b>	2.0点		
<b>エ 地域内拠点の有無</b>	1.0点		
<b>オ 県内下請負の選定計画</b>	2.0点		
<b>カ 企業の新規雇用実績</b>	1.0点		
<b>キ 若手又は女性技術者の配置</b>	1.0点		
<b>ク 登録基幹技能者の配置</b>	1.0点		
<b>ケ 施工計画の評価</b> 次に掲げる施工上の課題に対する留意点とその対策について評価する。 課題1 〇〇に関する留意点と対策について (1)△△・・・・△△ (2)△△・・・・△△ (3)△△・・・・△△ 課題2 〇〇に関する留意点と対策について (1)△△・・・・△△ (2)△△・・・・△△ (3)△△・・・・△△ 課題3 〇〇に関する留意点と対策について (1)△△・・・・△△ (2)△△・・・・△△ (3)△△・・・・△△ <b>【評価の対象とする施工上の課題は当該工事の条件等に応じて定める】</b>	10.0点	<b>【1位満点方式】</b> 評価点=10.0点(満点)×(当該入札参加者の採点点数)÷(入札参加者の内の最高の採点点数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)	満点 10.0点
		不可と評価された場合は入札参加を認めない。	欠格
合計	23.0点		

※簡易型において、現場条件の制約が大きい等により、施工計画の評価要素が大きい場合は、施工計画の配点を15点（合計28点）とすることができる。

### ③標準型 [県外型] の基本例

- ・①特別簡易型(Ⅱ) [県外型] の基本例に、『技術提案』を付加する。

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定	3.0点	※特別簡易型(Ⅱ)・簡易型に同じ	【同左】
イ 企業の施工実績	2.0点		
ウ 配置予定技術者の施工経験	2.0点		
エ 地域内拠点の有無	1.0点		
オ 県内下請負の選定計画	2.0点		
カ 企業の新規雇用実績	1.0点		
キ 若手又は女性技術者の配置	1.0点		
ク 登録基幹技能者の配置	1.0点		
ケ 技術提案  【評価の対象とする課題等は当該工事の条件等に応じて定める】 【ヒアリングを実施する場合】 ・配置予定技術者に対するヒアリングを実施する。 ・配置予定技術者の当該工事に対する専門技術力、理解度、取組姿勢等を総合的に評価する。	20.0点 ～ 40.0点	【1位満点方式】 評価点 = (満点) × (当該入札参加者の採点点数) ÷ (入札参加者の内の最高の採点点数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)  不可と評価された場合は入札参加を認めない。	満点 20.0点 ～ 40.0点
合計	33.0点 ～ 53.0点		欠格

#### (4) 評価基準の運用例等

##### ①優秀主任（監理）技術者評価の運用例

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>オ 優秀主任（監理）技術者表彰又は技術者表彰の受賞</b> 過去5か年度における配置予定技術者の優秀主任（監理）技術者表彰（茨城県知事表彰又は企業局長表彰）の受賞、又は技術者表彰（農林事務所長又は土地改良事務所長の表彰）の受賞の有無を評価する。 評価の対象は、平成31年度から令和5年度における受賞とする。	1.0点	知事表彰又は企業局長表彰の受賞有り	1.0点
		所長表彰の実績有り	0.5点
		受賞無し	0点

##### ②標準型における技術提案の設定例

###### i) 技術提案の評価項目の例

評価項目	
社会的要請への対応に関する技術提案	・施工騒音の低減値 ・工期や交通規制の短縮日数 ・工事中の渋滞緩和対策 ・歩行者用通路幅の確保 ・間伐材、伐根除根材等のリサイクル率 ・分別解体・現場内集積の重量
総合的なコストの縮減に関する技術提案	・構造物の維持管理費 ・工事補償費の支出額 ・工事補償費の発生期間の短縮日数
工事目的物の品質の向上に関する技術提案	・工事目的物の品質を向上させる施工方法

###### ii) 技術提案の審査項目の例

ア	性能等の確保（工事目的物の性能・機能等の確保が図られているか）
イ	確実性の有無（施工計画に確実性があるか）
ウ	安全性の確保（施工の安全性が図られているか）
エ	品質等の確保（材料等の品質が確保されているか）
オ	周辺環境の確保（周辺環境の確保が図られているか）
カ	経済性の有無（総合的なコスト縮減の効果が期待できるか）
キ	その他の問題点と対応策
ク	施工実績の有無

###### iii) 技術提案の評価基準の例

評価項目	評価基準
施工騒音(○○dB以下)	○○dBから○dB低減毎に○点(満点○点)
交通規制日数(○○日以下)	最大短縮日数が○○以上の場合に○点とし、○○日未満の場合は比率に応じて加点(満点○点)
工事中の渋滞緩和対策	提案内容の優/良/可の判定に応じて、それぞれ○点、○点、○点を配点する。(満点○点)
工事中の特別な安全対策	<b>【1位満点方式】</b> 評価点＝満点×当該入札参加者の技術提案の採点点数÷入札参加者の内の最高の採点点数 (少数点以下第2位四捨五入第1位止め)

###### iv) 技術提案の配点の考え方の例（工事騒音値の低減の場合）

工事期間中の最大値 75 デシベルを下限值（標準施工で達成できる値）とし、65 デシベルを上限値（これ以上の低減は期待できない値）として、10 デシベル低減までを評価の対象とする。 ア. 下限値（75 デシベル）を満足する積算価格（予定価格）を求める。 イ. 工事騒音値を 65 デシベルに低減するために必要な防音壁の設置に必要な費用を仮想積算し、10 デシベル改善に要する費用増加分を予定価格と比較する。 ウ. 仮に5%の増加が見込まれるのであれば、工事騒音 10 デシベルを低減した場合の評価点を5点に設定。（1 デシベルの改善につき0.5点を付与。）
---

## 6. 学識経験者からの意見聴取

### (1) 意見聴取の目的

総合評価方式の実施にあたり、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、恣意的な判断を排除し、客観性を確保するために、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）からの意見聴取を行う。

従って、技術的な見地からではなく、総合評価方式の実施にあたっての客観的な見地からの意見聴取を主たる目的とする。

### (2) 意見聴取の内容

総合評価方式の落札者決定基準について意見聴取を行う。

また、当該意見聴取の際に、開札後、落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者の意見を聴くものとする。

落札者の決定にあたり改めて意見を聴く必要があると示された場合は、当該落札者を決定しようとするときに、学識経験者の意見を聴かなければならない。

### (3) 意見聴取の時期

落札者決定基準については、入札委員会において当該項目に関する審議を行う前に意見聴取を行う。

落札者を決定しようとするときに意見聴取が必要となった場合には、開札後に意見聴取を行う。

### (4) 意見聴取の方法

- ① 2人以上の学識経験者から意見聴取を行うものとする。
- ② 総合評価方式の落札者決定基準に関する意見聴取については、会議形式や個別面談により行うことを基本とするが、学識経験者の了解が得られた場合には、Web会議形式、電子メール等の通信手段により行うものとする。  
なお、緊急等のやむを得ない場合には、電話、ファクシミリ、電子メール等の通信手段により聴くことができるものとする。
- ③ 落札者の決定に関する意見聴取については、原則として電話、ファクシミリ、電子メール等の通信手段により行うこととする。
- ④ 会議形式により意見を聴く場合は、農地整備課技術管理Gが連絡調整を行い、説明は事業主管課又は事業担当課所（土地改良部門・土地改良事務所）が行うこととする。
- ⑤ 個別面談又はWeb会議形式、電話、ファクシミリ、電子メール等の通信手段にて意見を聴く場合には、上記会議形式の際の役割分担を参考に、農地整備課技術管理G、事業主管課又は事業担当課所（土地改良部門・土地改良事務所）の職員にて対応する。

## 7. 技術資料の審査・評価

### (1) 審査の方法

入札参加者から提出された技術資料の評価については、本庁発注工事にあつては主管課長、事務所発注工事にあつては担当課長が、審査様式により審査委員会に諮るものとする。

### (2) 審査委員会の組織

#### ①本庁発注工事（1億5千万円以上）

部委員会	委員長	
	副委員長	
	委員	

#### ②事務所発注工事

所委員会	委員長	
	副委員長	
	委員	

※審査委員会の成立要件：組織する者の半数以上の者の出席

### (3) 具体的な評価の流れ

本庁発注工事にあつては担当課長補佐及び当該工事を担当する職員、事務所発注工事にあつては担当課長及び当該工事を担当する職員により各技術資料及び技術提案の実務的な評価を行い、審査委員会にて審査し評価を決定する。

### (4) 事後審査方式における審査・評価方法

#### ①審査・評価方法について

審査にあたっては、自己評点と入札価格から算出した、仮の評価値が最も高い者から順に、提出された技術資料について審査を行い、評価値の最も高い者が特定された時点で、その他の仮の評価値が低い者の技術資料については、審査・評価を行わない。

なお、評価項目毎の評価点は、自己評点の根拠（技術資料及び添付資料）の確認の可否に応じて次のとおりとする。

- i) 自己評点の根拠が、技術資料及び添付資料（発注者が求めた追加資料を含む）から確認できない場合は、その評価項目の評価点は0点とする。
- ii) 技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる点より高い場合は、その評価項目は本来の評価点とする。  
[自己評点の過大評価 ⇒ 評価点:本来の評価点]
- iii) 技術資料及び添付資料から確認できる場合であっても、自己評点が本来得られる評価点より低い場合は、その評価項目の評価点は、自己評点どおりとする。  
[自己評点の過小評価 ⇒ 評価点:自己評点]

## ②事後審査方式におけるくじについて

i) 自己評点と入札価格から算出した仮の評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじを行う前にその仮の評価値が同じ者の技術資料をいずれも審査して評価値を算出する。その結果、それでも最も高い評価値の者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定する。

なお、評価値の算出にあたって小数点第3位止めの評価値で差がつかない場合は、小数点第4位以下の評価値を算出する。

ii) 仮の評価値が最も高い者の技術資料を審査した結果、評価値に変動があり、評価値が最も高い者が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

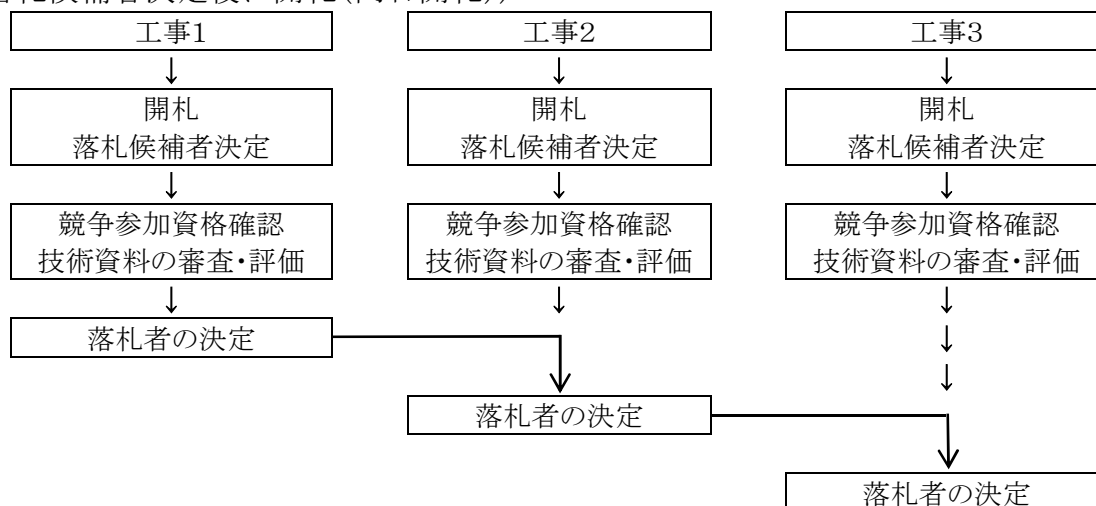
## ③分割発注工事(とりおり工事)の落札者の決定方法について

分割発注工事を事後審査方式で発注する場合は、先行して開札した工事の落札者の決定を待たず、落札候補者(仮の評価値で1位となった者)が決定した時点で、2件目以降の工事の開札を行い、先行して開札した工事の落札候補者を除く仮の評価値が1位の者の技術資料の審査・評価を行う。

なお、2件目以降の落札者の決定については、先行して開札した工事の落札者が決定した後に行うこととする。

### 【事後審査方式を適用する分割発注(とりおり)のイメージ】

(落札候補者決定後に開札(同日開札))



※落札者の決定は同日となる。

## (5) 施工計画の評価について

対象工事における施工の確実性、安全性、周辺環境への配慮等が着実に確保される施工計画を評価するため、下記の点を考慮して評価を行う。

① 発注工事の施工や現地状況等に特有する施工上の課題点を具体的に提示し、課題点に関して入札参加者が考える施工上の留意点の着目度と対策方法の提案内容をもって評価する。

② 提示した課題において、評価上の着目点(評価ポイント)を事前に設定するなど評価基準を明確化しておく。なお、発注者が事前に設定した評価ポイント以外に、課題に対して入札参加者が独自に着目した留意点についても、品質確保上有益と認められるものは同等に評価の対象とする。



- ③ 評価は、施工計画書の記載内容について、課題ごとに「優・良・可・評価無し・不可」の判定を行うものとする。

記載内容が評価ポイントに良く合致しており施工上の具体的な対策提案があるものを「優」と判定する。

なお、課題に関して、記載内容が白紙であるもの、明らかに法令違反や安全性が欠如した提案を含むものは「不可」と判定し、工事の施工に当たり不適格であるものとして「欠格」と扱い、入札参加を認めないものとする。

また、他の計画に比べ著しく劣るが欠格とまで言えない場合などには「評価無し(0点)」と判定する。

- ④ 評価点は、課題ごとの「優・良・可・評価無し」の判定により付与する採点点数の合計値から、1位満点方式により評価点を算定することを基本とする。
- ⑤ 施工計画の審査は、公正を期すため業者名称等をマスクングして行う。

#### (6) 技術提案の評価について

対象工事に求められる社会的要請への対応、総合的なコストの縮減、工事的目的物の性能・機能を満足する技術提案を評価するため、下記の点を考慮して評価を行う。

- ① 対象工事に求められる社会的要請への対応、総合的なコストの縮減、工事的目的物の性能・機能の観点から、求める技術提案項目を設定し、提案内容について性能等の確保、施工の確実性・安全性、材料の品質、周辺環境への影響及び総合的な経済性等を審査して評価を決定するものとする。

なお、技術提案の審査及び評価にあたっては、全ての入札参加者の技術提案に共通の基準で行うこととし、特定の技術提案の評価に特定の方法を用いないものとする。

また、審査及び評価にあたっては、必要に応じて学識経験者等から意見を聴くことができるものとするが、技術提案が提案者の知的財産であることに鑑み、意見を聴取する相手方及びその方法に留意するものとする。

- ② 提示した技術提案項目について、発注者が提示する標準案と入札参加者の技術提案内容を対比させて評価を行う。審査の結果、技術提案内容が標準案と同程度と判断されたものは「不採用」と判定し、技術提案を採用しない。
- ③ 技術提案が「不採用」となった場合は、標準案に基づく施工を行うものとして入札参加できるものとする。なお技術提案が白紙であるもの、内容が無関係であるもの、明らかに標準案を満たさないものや法令違反等を含むものは「不可」と判定し、工事の施工に当たり不適格であるものとして「欠格」と扱い、入札参加を認めないものとする。
- ④ 技術提案の評価にあたっては、必要に応じて配置予定技術者に対するヒアリングを行うものとする。ヒアリングは評価精度を高めるために行う他、併せて配置予定技術者の専門技術力、当該工事の理解度や取組姿勢、コミュニケーション能力等に関して評価することも可能とする
- ⑤ 技術提案の審査は、公正を期すため業者名称等をマスクングして行う。

## 8. 評価内容の担保と技術提案等の保護

### (1) 評価内容の担保

総合評価方式を実施しようとする場合は、落札者決定に反映される配置・雇用計画や県内下請負の選定計画（以下、「計画等」という。）や施工計画・技術提案（以下、「技術提案等」という。）は契約内容となるため、発注者と受注者の双方の責任の分担とその内容を明らかにするとともに、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置について、入札説明書や特別仕様書に明記する。

なお、実際の施工に際しては、技術提案等の内容に応じた施工方法により施工し、技術提案等を満たす施工を行わせるものとする。

### (2) ペナルティーの設定（工事成績評定における評定点の減点等）

計画等どおりの履行がなされなかった場合は、評定点を下記表のとおり減ずる措置等を行う。

また、受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われなかった場合は、再度の施工を行わせる。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、必要に応じて、契約金額の減額や下記表のとおり評定点を減ずる措置等を行う。

評定点の減点は、考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、最大8点を減点する。（下記の表にある評価項目の評定点の減点が合計8点以上となった場合であっても、8点を上限とした減点とする。）

なお、計画等、技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は、指名停止措置や損害賠償の請求等を行う。

評価項目	評定点の減点
若手又は女性技術者の配置	－3点
登録基幹技能者の配置	－3点
県内下請負の選定計画	－3点
I C T施工技術の活用	－3点
施工計画の評価	－5点
技術提案	－5点

### (3) 技術提案等の保護

入札に参加する者から技術提案等を求める場合、技術提案等自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることの無いようにすること。また、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することの無いようにすること。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく茨城県が発注する工事に無償で使用できるものとし、技術提案等を求める場合はあらかじめ入札説明書等でその旨を明らかにすること。なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

## 9. 低入札価格調査制度の適用

茨城県農林水産部においては、ダンピング対策として最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を適用してきたところであるが、総合評価方式に関しては地方自治法等における最低制限価格を適用できる法的根拠が無いことから、総合評価方式を実施する際のダンピング対策としては、工事金額等にかかわらず低入札価格調査制度を適用する。

## 10. 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

### (1) 入札公告等

総合評価方式の適用工事では、入札公告等において以下の事項を明記する。

- ①総合評価方式の適用の旨
- ②競争参加資格
- ③入札の評価に関する基準
  - ・評価項目、評価基準及び評価点の配分
  - ・評価項目ごと最低限の要求要件
- ④総合評価の方法及び落札者の決定方法
- ⑤計画等、技術提案等が履行できなかった場合の措置

### (2) 落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約（議決を要するものについては仮契約）後速やかに以下の事項を公表する。

- ①各入札参加者名
- ②各入札参加者の入札価格
- ③各入札参加者の評価項目ごとの評価点
- ④各入札参加者の評価値

### (3) 苦情申し立て等への対応

入札参加者又は技術資料提出者から入札又は技術資料の審査内容等に関して苦情の申し立て又は説明要求があった場合には、その理由等について回答する。

## 1.1. 特別仕様書の記載例

### 【総合評価方式に関する特別仕様書の記載例】

(総合評価方式)

第〇条 本工事は、総合評価方式の対象工事とする。

2 本工事に関する若手又は女性技術者の配置計画及び登録基幹技能者の配置計画が適正と認められ評価された場合は、受注者は技術資料に基づいて従業員（登録基幹技能者にあつては元請業者又は下請業者の登録基幹技能者の資格者）を本工事に配置しなければならない。

3 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の配置計画に基づく若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また、発注者から若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況の確認を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。

4 受注者の責により計画どおりの履行がなされなかった場合は、工事成績評定における評定点を減ずる措置を行う。評定点の減点は、評価項目ごとに定める3点又は5点を減点する。なお、技術提案等も含めて複数の評価項目において減点対象があった場合は、8点を上限として減点する。

5 計画に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

#### 【ICT施工技術の活用を選択したときの追記事項】

6 本工事は、「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事(土工・作業土工(床掘))の実施要領」又は「茨城県土木部が発注するICT活用促進工事(舗装工)の実施要領」で定める「受注者希望型」と同等の発注工事である。該当する実施要領に基づき施工プロセスでICT施工技術を活用する。

7 本工事に関するICT施工技術の活用計画（以下「活用計画」という。）が適正と認められ評価された場合は、落札決定後に受発注者間で協議のうえ、活用計画に基づいて施工しなければならない。なお、協議により活用計画に変更が生じた場合は協議結果に基づく施工をすること。

8 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者のICT施工技術の活用状況が評価した活用計画の内容を満たしていることを確認し、受注者は必要な資料を作成し、監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は受注者の負担とする。

#### 【簡易型の場合の追記事項】

9 本工事に関する施工計画及び技術提案（以下、「技術提案等」という。）が適正と認められ評価された場合、受注者は技術提案等に基づいて施工しなければならないものとする。技術提案等の内容は、設計図書の当該標準案に係る記述に優先するものとし、技術提案等に基づく設計図書の変更は行わない。

10 発注者が技術提案等を適正と認めることにより、当該技術提案等に基づく工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

11 技術提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、提案者に通知することなく茨城県が発注する工事に無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。

12 技術提案等に基づく施工を行う場合、発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。

13 技術提案等に基づく施工を行った場合に、工事の検査において、当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該技術提案等の履行に係わる部分の確認は、工事完成後においても引き続き存続するものとする。

14 受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定における評定点を減ずる措置を行う。評定点の減点は5点を減点する。

15 技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

【「県内下請負の選定計画」を設定する場合の追記事項】

- 9 本工事に関する県内下請負の選定計画（以下、「下請計画」という。）が適正と認められ評価された場合、受注者は、下請計画に基づいて下請契約を結ぶこと。
- 10 発注者は、下請契約締結後、速やかに契約書類の写しを発注者に提出しなければならない。また、発注者は、工事の監督や検査時において、受注者の下請計画に基づく下請契約の状況を確認する者とする。
- 11 受注者の責により、下請計画どおりの履行がなされなかった場合には、工事成績評定における評定点を減ずる措置を行う。評定点の減点は、考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、最大3点を減点する。
- 12 下請計画に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

※標準型の場合は、簡易型の場合の「14」を以下のとおりとすること

【標準型（定量評価する技術提案）の場合】

- 14 受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、工事成績評点を減じる措置を行う。
- (1) 契約金額の減額  
技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として落札時の評価値との差に応じた金額の減額を行う。  
$$(100+\alpha)/C = (100+\beta)/C'$$
$$C' = (100+\beta)/(100+\alpha) \times C$$

C : 当初の契約金額 (円)  
C' : 達成度合いに応じた契約金額 (円)  
 $\alpha$  : 当初の評価点 (点)  
 $\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)
- (2) 工事成績評定における評定点の減点（考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、最大5点を減点する。）  
技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として、落札時の評価点との差に応じた工事成績評点の減点を行う。  
$$\text{減点値} = 5 \times (\alpha - \beta) / \gamma$$

$\alpha$  : 当初の評価点 (点)  
 $\beta$  : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)  
 $\gamma$  : 技術提案に関する部分のみの当初の評価点 (点)

【標準型（定性評価する技術提案）の場合】

- 14 受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、工事成績評点を減ずる措置を行う。
- 工事成績評定における評定点の減点は、考査項目「法令遵守等」の文書注意相当として、最大5点を減点する。